

加古川市こども・若者計画(案)に関するパブリックコメントの実施結果について

No.	該当項目	ご意見の内容	本市の考え方
1	第1章 計画の策定にあたって	P1 計画策定の趣旨には、こども基本法の第3条の基本理念の初めにある「全てのこどもについて個人として尊重され」という文言が必要ではないでしょうか。入れる場所は6行目、『「こども大綱」では、全てのこども・若者が』の次に「個人として尊重され」としてはどうでしょうか。	P1 第1章 1.計画策定の趣旨 の3段落目 「「こども大綱」では、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。」と記載しており、ご意見の趣旨は含むものと考えています。
2	第2章 計画の基本的な考え方	P7「Ⅰこども・若者の権利と意見を尊重する取組を推進する」には、意見を尊重する取組の推進についての記載はありますが、「権利」については触れられていないように読めます。現在の文章の前に、「全てのこども・若者が個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに」を入れて「意見を表明する機会や～」と続けてはどうでしょうか。	いただいたご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 P7 2.基本目標 Ⅰこども・若者の権利と意見を尊重する取組を推進する 「未来を担うこども・若者は、保護者や社会の支援を受けながらも、自立した個人としての権利を有しています。こども・若者の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会の確保に努めます。また、社会に対しても理解を促し、環境整備を進めます。」
3	第2章 計画の基本的な考え方	P17 基本目標Ⅳ「地域・社会全体でこども・若者の育ちと子育てを支える」というタイトルに「育ち」と「子育て」という同様の言葉が重なっているのが気になります。例えば「こども・若者を地域・社会全体で支える寛容なまちづくり」といったタイトルはどうでしょうか。	P7 2.基本目標 こどもや若者が自ら心身ともに成長していくことを「育ち」として、「子育て」とは分けて考えています。そのため、基本目標は原案のとおりとします。
4	第2章 計画の基本的な考え方	P12 (4)「育ちに支援を必要とするこども・若者への支援」というタイトルに、「支援」という文言が二つ入っているのが気になります。例えば「困難を抱えるこども・若者への支援」はどうでしょうか。また、若者に対して「育ちに支援」という文言にも違和感があります。	P8 3.計画の体系 「育ちに支援を必要とするこども」及び「若者」への支援を基本施策としており、原案のとおりとします。
5	第2章 計画の基本的な考え方	P17(10)の「こどもの居場所づくり」は「こども」だけでいいのでしょうか。「こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり」が必要ではないでしょうか。②の「児童クラブ、放課後の居場所」というより、「誰もが安心して利用できる居場所」といったタイトルはどうでしょうか。	P8 3.計画の体系 本市においては、こどもの居場所として、家庭はもとより、それ以外の居場所を確保することを取組として進めているため、基本施策は原案のとおりとします。 年齢を問わず、全ての方が安全に安心して過ごせる多くの居場所をつくることが必要と認識していますので、引き続き検討していきます。

No.	該当項目	ご意見の内容	本市の考え方
6	第2章 計画の基本的な考え方	P17 (11)「自己実現の場と体験機会の提供」の文章のすぐ後に①「読書活動の推進」を挙げているのに違和感があります。というのは、体験機会として挙げているのが遊びや身体活動だけに読めるからです。①を「読書活動の推進」にするなら、「自己実現の場と体験機会の提供」の文章の後半に、例えば「こども・若者が年齢や発達の程度に応じて多様な体験の機会や場を意図的・計画的に創出するための環境整備を進めます」といった文言はどうでしょうか。	いただいたご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 P8 体系図 (11)自己実現の場と体験機会の提供 ①生活・文化体験活動の推進 ②自然体験活動の推進 ③社会体験活動の推進 ④読書活動の推進 P17 (11)自己実現の場と体験活動の提供 「遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点です。幼児期の「やってみたい」という主体的な遊びからスタートし、自然とのふれあい、様々な人との関わりや地域行事への参加などを通して、自分で考え主体的に判断する力、ともに生きる心の育成に繋がります。そのような機会を創出するための、環境整備を進めます。」
7	第3章 施策展開 1.施策体系ごとの基本施策	P9からの施策体系ごとの基本施策としてそれぞれの目標ごと、またP20からは具体的な事業を示していますが、最も大切な基本目標Ⅰに対して、「～が必要です」といった理念だけで、具体的な施策や事業が示されていないように読めます。「こども・若者の権利と意見を尊重する取組を推進する」については、「性別に関わらず、それぞれのこども・若者の可能性を広げていくことが重要であり、乳幼児期からの心身の発達の過程においてジェンダーの視点を取り入れる」「貧困や虐待、経済的搾取、性犯罪や性暴力などの権利の侵害からこどもを守り、救済する」「学校教育における人権教育の推進、相談救済機関の周知」等の文言が、P9やP20からの取組に入れる必要はないでしょうか。	いただいたご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 P9 (1)こども・若者の権利の普及啓発・情報発信 の4段落目 「本市においても、こども基本法の趣旨や内容を、こども・若者だけでなく、保護者や教育・保育の関係者を含む全ての人々に広く周知し、社会全体で共有することができるよう、情報発信や機会の確保に努めます。」 なお、ご指摘いただいた事項については、P21基本施策の区分「②学校教育の充実」等において具体的な取組をあげており、更なる取組の充実については関係課と連携のうえ取り組んでいきます。
8	第3章 施策展開 1.施策体系ごとの基本施策	P11 「こども・若者の意見表明についての取組」で6行目に「こども・若者の意見を聴いています」としていますが、こども・若者からの意見聴取の機会はまだまだ限られていると思います。「～聴いています。今後はさらに安心して意見を述べるができる場や機会を作り、こども施策の質を向上させ、こども・若者の自己実現を後押しすると共に、主体的に社会の形成に参画する態度を育んでいきます」といった内容の文言を加えるのはどうでしょうか。	P11 の1段落目 「こども・若者、そしてその関係者の声を聴くことは、ニーズを的確に把握し、施策の実効性を高めるために不可欠です。そこで、本市では、こども・若者が自らの意見を形成し、表明する機会を提供できるよう、様々な意見聴取の取組を進めます。」と記載しており、ご意見の趣旨は含むものと考えています。
9	第3章 施策展開 1.施策体系ごとの基本施策	P13 ②ひきこもり支援の説明に「こども」が入っていません。「不登校」は学校に行かない高校生までの児童や生徒をさすのに対し、ひきこもりは年齢に関係なく6か月以上にわたって家に閉じこもっている状態を指すので、若者やその家族だけを対象にするのは不十分ではないでしょうか。	いただいたご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 P13 (4)②ひきこもり支援 「将来や人間関係等に悩みや不安を抱え、ひきこもりの状態にある方やその家族に対する相談体制の充実を図ります。」
10	第3章 施策展開 1.施策体系ごとの基本施策	P16 (9)「支援が必要な家庭を支える取組の充実」に、⑥として「適切な支援に繋げる体制づくり」といった取組を加えられないでしょうか。支援が必要でも自覚できないなどSO Sを発することが困難、相談支援の情報を知らない、知っていても申請が複雑で難しく、結局支援に繋がっていないケースが多く存在します。例えば、「こども・若者や家庭が必要な情報を得られ、必要な支援を受けられるような体制を作ることが必要です」といった文言はどうでしょうか。	いただいたご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 P16 (9)③ヤングケアラーへの支援 「ヤングケアラーは、学校生活に影響を及ぼし、心や体に不調を感じるほどの重い負荷がかかっている場合があるものの、こども本人や家族に自覚がない場合もあり顕在化しづらいことから、関係機関が連携し、早期発見することが重要です。ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何かを本人と一緒に考え、支援につなげます。」

No.	該当項目	ご意見の内容	本市の考え方
11	第3章 施策展開 1.施策体系ごとの基本施策	P19 (14)「地域・担い手を支える環境づくり」の説明の内容から、①に「家庭教育の推進」を掲げているのに若干違和感があります。こども大綱でも、「地域子育て支援、家庭教育支援」としており、全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進するとしています。「家庭教育を推進する」は、家庭において保護者だけに子育ての責任を負わせるような印象に読めました。子育てに悩む保護者に寄り添う支援を推進して頂きたいと思います。 また、「社会全体で共同・共生・共有の視点を持ち」とありますが、共有がどのような意味で使われているのかわかりにくいです。市の様々な計画で掲げられている「地域共生社会」という文言がいいのではないのでしょうか。	P7 2.基本目標 IV 地域・社会全体でこども・若者の育ちと子育てを支える 「こども・若者が健やかに成長することのできる社会の実現には、家庭のみならず、社会のあらゆる人が、相互に協力して子育てを支えあい、こどもの健やかな成長を見守り育むように取り組んでいくことが大切です。」と記載しており、子育てには家庭も、地域・社会全体も双方が重要と認識しております。そのため、原案のとおりとします。 いただいたご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 P19 (14)①家庭教育の推進 「全ての教育の出発点である家庭において、保護者が自信を持ち、安心して子育てをすることができるよう支援するとともに、社会全体で家庭の教育力の向上を目指します。」
12	第3章 施策展開 1.施策体系ごとの基本施策	P34「地域・担い手を支える環境づくり」の「家庭教育の推進」は前述したように保護者だけに責任を負わせているように読めることから、「こども大綱」にあるように「地域子育て支援、家庭教育支援」といった文言にできないでしょうか。保護者に寄り添う家庭教育支援を推進することが必要です。	意見No.11において整理します。
13	第3章 施策展開 2.取組内容	P23 ③いじめ防止のところに記載すべきかわかりませんが、「体罰や不適切な指導の防止」をどこかに入れる必要があると考えます。	P21【取組】教職員の研修実施及び質の確保・向上 「学習指導要領に対応した実践的指導力とICT 活用指導力の向上を目指した各種研修講座、研修会等を開催する。また、体罰や不適切な指導の防止を徹底する。」と記載しており、原案のとおりとします。
14	第3章 施策展開 2.取組内容	P21「学校教育の充実」については、国が進めている「生命の安全教育」、そして「主権者教育」を入れてはどうでしょうか。「生命の安全教育」には、「男女共同参画に関する教育」や「人権教育の推進」「性の多様性に～」等も包含されるものと考えます。また、「防火意識の向上」にとどまらず「防火・防災教育」に、「消費者トラブルの未然防止」より「消費者教育」や「金融・経済教育」といった表現にしてはどうでしょうか。加えて「校則の見直し」という文言が「学校教育の充実」の項目に入れることに違和感があります。校則の見直しを入れるなら、生徒が主体となって校則を考える「ルールメイキングの取組」といった表現はどうでしょうか。	いただいたご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 P21【取組】防火・防災意識の向上 【取組】を「防火意識の向上」から「防火・防災意識の向上」へ変更します。 P21【取組】主権者意識の醸成 「【取組】主権者意識の醸成【概要】互いの意見の良さを認めながら解決方法等について合意形成することや、児童生徒一人一人が意思決定することで、集団や社会における人間関係をよりよく築いていこうとする意識の醸成を図る。」 記載していた「【取組】校則の見直し」は、主権者意識の醸成に含むものと考えます。 なお、その他の事項について、ご指摘のとおり包括されますが、個々の取組を分かりやすく記載するため、原案のとおりとします。

No.	該当項目	ご意見の内容	本市の考え方
15	第3章 施策展開 2.取組内容	子どもが減ったからとか教員が足りないからといって、学校を合併したり、部活動を無くすなどの動きが多いと思いますが、子どもの権利は守られていないことが多いのではないのでしょうか？部活動で言えば、どんな環境に生まれた子であっても、様々なスポーツや文化的なことを経済的負担少なく経験できる貴重な機会です。やりたい人は「他校に行ってください」とか、「クラブチームに入って下さい」というのは公立校として残念な考えだと思います。	これまで学校部活動は、生徒が様々なスポーツ・文化活動に親しむ機会として、大きな役割を担ってきました。一方で、少子化が進む中、学校や地域によって部活動の選択肢に差が生じ、生徒がやりたい活動を選択できない状況が起こっています。また、チーム種目においては学校単独でのチーム編成が難しく、合同チームとしての活動を余儀なくされるケースもあります。さらに、本来休日であるはずの土日に、教職員が部活動の指導に関わる状況も大きな課題として挙げられています。これらの現状を踏まえると、教職員のみで支える学校単位の部活動の維持は難しいと考えます。現在、全国的に取組が進められている部活動の地域展開にあたっては、こどもにとって持続可能で魅力的なスポーツ・文化芸術環境となるよう、新たな活動への転換が必要です。本市のめざす新たな地域クラブ活動においては、学校や教員のみならず地域の資源や人材を活用し、これまでにない種目も含めてこどもが自由に選択できるものとなるよう検討を進めます。費用については課題ではありますが、少しでも身近で参加しやすい活動となるよう、こどもの思いや権利を大切にしながら、検討してまいります。
16	第3章 施策展開 2.取組内容	P22 ④「人材の確保」には、スクールソーシャルワーカーやメンタルサポーター等を入れるべきではないでしょうか。	P22【取組】校内サポートルームでのメンタルサポーターによる支援、【取組】関係機関や専門職と連携した不登校支援に記載しており、原案のとおりとします。
17	第3章 施策展開 2.取組内容	小学校不登校の子どもを持つ親です。 我が子は学習障害、感覚過敏で学校に行くことがしんどくなり、不登校になりました。学習障害で授業についていくことが難しく、また、感覚過敏のため集団生活も苦痛なのだと思います。知的障害にはあてはまらないため、支援級にもいけません。本人にあった安心できる居場所がないと感じます。 どの小学校にもサポートルームのような場所があると救われる子どもが増えるのではと思います。 また、中学校のサポートルームでは、希望する子には全日制の高校に進学できる学力がつくような支援体制を望みます。感覚過敏などの影響で集団生活が苦手なことで、進学先が狭まってしまうのは酷なことだと思います。	全小学校への校内サポートルーム設置に向けて、段階的にメンタルサポーターの増員を進めているところです。また、校内サポートルームでは小・中学校共に「心の居場所づくり」としての支援を行っております。今後、一人一人の社会的自立を目指し、より一層の支援の充実を図ってまいります。
18	第3章 施策展開 2.取組内容	不登校・引きこもり支援に、フリースクール・通信教育に補助金制度を組み込んでいただきたいです。	フリースクール等民間事業者を利用している家庭への経済的支援を実施している市町に対して、県が支援の一部を助成する方向性が示されましたので、本市としても経済的支援に取り組んでいきたいと考えています。また、それぞれの児童生徒の学びについて、フリースクール等民間事業者と出席状況や学習成果の情報共有を行い、より良い支援ができるよう連携を図ってまいります。

No.	該当項目	ご意見の内容	本市の考え方
19	第3章 施策展開 2.取組内容	P13 ①不登校への支援 学校へ行きづらい、行けない児童の背景については、児童ごとに異なる背景があると思いますが、“行きたくても”行きづらい、行けないという心理があることを受け止めた上で、支援を検討していただきたいと思います。ただし、学校に行けることをゴールとする支援になってしまうと、児童の気持ちとはズレが生じた支援になってしまうことが多くあります。学校に行くことはできなくても、別のかたち（児童それぞれが可能な活動にあわせた）の支援があればと思います。学校へ行くことができない児童は通知表の評価がすべて1となり、学校としてもすべて1の通知表を本人へ渡さなければならない、となっていると思います。こうしなければならない、ということは理解できていたとしても、学校に行きたくても行けない児童にとっては、すべて1の通知表とわかっているものを受け取らなければならない、そして、あらためて通知表を見て、学校に行けていない自分自身のことにふれなければならない、という事実があります。児童の心理的な負担を考慮することができるのであれば、通知表のあり方を検討してもらいたいと思います。 また、不登校児童を支援するようなフリースクール等と行政の協働により、学校に行けなくてもフリースクール等へ行くことができたことを通学に置き換えられるような制度があれば、不登校児童の前向きな選択肢が増えると思います。通学に置き換えられることで、通知表の評価が変わることで、通知表を通して児童の心理面の支えになることもあるのではないかと、思います。市内でフリースクール等の活動をしている団体の把握や、今後あらたにフリースクール等の活動を展開する団体に対し、後押しになるような市の制度があればと思います。	意見No.18において整理します。
20	第3章 施策展開 2.取組内容	P23 ⑤「非行防止」の46か47に「保護司」を追加できないでしょうか。	いただいたご意見を踏まえ、下記のとおり取組を追加します。 P23（4）⑤非行防止 「【取組】関係機関と連携した再犯の防止 【概要】市内の4つの矯正施設や保護司会、更生保護女性会等と連携し、犯罪や非行からの立ち直りを支えるための取組を推進する。 【担当課】高齢者・地域福祉課」
21	第3章 施策展開 2.取組内容	P24 ①「体力の向上・健康づくりへの取組」のスポーツライフセミナーの対象年齢が20～50代としており、本計画の若者の年齢を超えています。セミナーの対象がそうであっても、ここでは「運動機会が少ない若い世代」としてもいいのではないのでしょうか。	いただいたご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 P24【取組】スポーツライフセミナーの実施 「日頃、運動やスポーツを行う機会が少ない市民が、～（以下同）」
22	第3章 施策展開 2.取組内容	P24 ③「医療体制」には、心身の健康などについての情報提供や心のケアの充実、予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等も「医療体制」に必要ではないのでしょうか。	P24【取組】健康教育・健康相談の実施、P26【取組】妊産婦相談・育児相談に記載しており、ご指摘いただいた事項について、県などの関係機関と連携のうえ対応を行っており、ご意見の趣旨は含むものと考えています。そのため、原案のとおりとします。

No.	該当項目	ご意見の内容	本市の考え方
23	第3章 施策展開 2.取組内容	P29 ③「ヤングケアラーへの支援」については、ヤングケアラーは発見することが難しいです。1人1台端末やLINEを活用した相談体制の拡充を進めて頂きたいため、そういった取組を入れられないでしょうか。また、ヤングケアラーが発見されるのは、介護保険サービス等の福祉サービスを利用されている家庭が多いように思うので、基幹相談支援センターだけでなく、地域包括支援センター等との連携強化という文言を入れてはどうでしょうか。	いただいたご意見を踏まえ、下記のとおり取組内容を追加及び修正します。 ≪追加≫P29 (9)③ヤングケアラーの支援 【取組】支援体制の強化 【概要】要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関で連携し、早期発見及び支援体制の強化を図るとともに、高齢者を介護するケアラーがいる実情を踏まえて、地域包括支援センターからの情報提供体制も整えていきます。 また、庁内の関係課と連携し、適切な支援の方法等について検討を進めるとともに、職員を対象とした人権研修や県が開催する研修会などの場を活用しながら、職員や関係機関の理解の促進を図ります。 【担当課】家庭支援課、高齢者・地域福祉課 ≪修正≫P21【取組】教育相談体制の充実 【概要】学校生活全般や不登校、子育てに関する問題の解消及び軽減に向け、心理士による面談や教育相談員による電話相談を行う。また、児童生徒の1人1台端末内から「ひょうごっ子悩み相談」につなげることができ、児童生徒が24時間いつでも相談できる体制を整える。 【担当課】教育支援課
24	第3章 施策展開 2.取組内容	P30(10)「こどもの居場所づくり」は、前述したように「こども・若者の視点に立った居場所づくり」として、取組には「誰もが安心できる居場所づくり」、概要には「こども・若者の声を聴きながら身近な地域に安心できる居場所づくりを推進する」といった項目を入れるのはどうでしょうか。また、「こどもの居場所づくり(こども食堂)補助金」のような「若者の居場所づくり補助金」の検討を進めて頂きたいです。	意見No.5において整理します。
25	第3章 施策展開 2.取組内容	P31の「自己実現の場と体験機会の提供」の②の153にある「交通安全教室」は「生活・文化体験活動の推進」にあたるとは考えにくいですが、ここでいいのでしょうか。	いただいたご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 P32【取組】交通安全教室 基本施策の区分「①生活・文化体験活動の推進」から、「③社会体験活動の推進」へ変更します。
26	第3章 施策展開 2.取組内容	P33の「公園等の整備」では、日岡山公園など、大型公園に設置する遊具やトイレについては、障害のある児童や若者が利用できるユニバーサル遊具やユニバーサルトイレの整備を進めて頂きたいので、そういった視点も入れてはどうでしょうか。	公園の整備にあたっては、兵庫県福祉のまちづくり条例等を遵守して計画、実施しており、トイレについても、だれもが利用できるように努めています。 また、日岡山公園の再整備事業におきまして、誰もが遊べるインクルーシブに配慮した遊具を設置していく予定です。
27	第4章 子ども・子育て支援事業計画	認可保育園にすら、はいれないかもしれないのにこれ以上転入はやめていただきたい。認可外しか選べない状況の用紙を送ってきて、選べって何ですか？なぜ待遇が悪い、保護者の負担が圧倒的に増える認可外にしか選べないのか。待遇が悪いほうが無料で待遇良いほうの保育園は普通は有料になるはずですよね？おかしくないですか？土日祝関係なく働き、夜勤もありますが 認可保育園はいれないのはなぜ？	P40 (2)「量の見込み」と「確保方策」に記載しているとおり、共働き世帯の増加により低年齢段階からの保育ニーズが高まっていることから、特に3号認定の定員数が不足している状態にあります。 しかしながら、今後は更なる少子化が見込まれているため、本計画の期間中においては、民間の運営事業者に対して、定員の調整や認定こども園への移行を促すなど3号認定の定員数確保に努めていきます。

No.	該当項目	ご意見の内容	本市の考え方
28	その他	P18、19、33（13）こどもまんなかまちづくり 加古川の別府にもいよいよ特急が止まるようになるため、遠方からでも来たくなるような施設を駅周辺に誘致していくのがいいと思います。子供の遊ぶような施設などを誘致するのもいいかもですが、他にないものを作った方が県外から来たりします。この辺ですと淡路島国営明石海峡公園などがあり、わざわざ足を運んだりしています。やっぱり病院や買い物する所、仕事する場所色々ありますが、他にない独自の政策があると、人は増えると思います。	本市において副都心に位置付けられる別府駅周辺は、商業系の用途地域となっており、一般の住宅地では建築出来ないような様々な用途や規模の大きな施設も立地することが可能な地域となっています。また、加古川市立地適正化計画において、別府駅周辺は都市機能誘導区域に設定しており、市民や来訪者の利用が想定される施設を集積・維持していく区域に設定しています。 今後も、別府駅の利用者が増加することによる民間企業の別府駅周辺への出店等のニーズに対応できるよう、引き続き現在の用途地域を維持し、高次的な都市機能の維持・誘導に努めてまいります。
29	その他	高校生の通学に関する地域格差が大きいと思います。大雨、雪の日、体調が優れない日など、自転車以外の選択肢がないので、バスの便数を拡充してほしいです。バスがもっと使いやすくなれば、マイカー利用を減らしたり、高齢者が自立した生活を送れるとも思います。	市内の公共交通において、交通弱者の移動手段確保及び、利用者の利便性向上については、課題として認識しています。 昨今の運転手不足等、公共交通を取り巻く問題も多くあり、便数の維持も難しい状況ではありますが、交通事業者と協力し、持続可能な公共交通を実現したいと考えています。
30	その他	学校の設備や備品など、子どもの安全に関わるものはPTA予算に頼るとかではなく、市で修繕や購入を行えるよう、予算を回してもらって下さい。（猛暑対策、災害対策の為にテント購入費など）	教育委員会では児童生徒が安全・安心な学校生活を送れるよう教育環境の整備に努めているところです。また、PTA等学校関係団体より、各学校において特色ある教育を実現するためのご支援をいただいていることにつきましては、日ごろから感謝しております。学校の設備や備品などに関する予算につきましては、昨今の物価上昇に対応し、増額するなどの対応をしているところです。厳しい財務状況の中ですが、今後も教育予算の確保に努めていきたいと考えています。
31	その他	学校敷地内の殺虫剤、除草剤の散布をやめて下さい。子どもの健康を守る行動をして下さい。	敷地内植木への薬剤散布ですが、児童生徒にとって快適な教育環境を維持するためには必要な作業であると考えています。ただし、薬剤を散布する際は、学校と委託事業者が協議のうえ、児童生徒や付近を通行する方が少ない時間帯に行うなど、十分配慮しながら作業を進めているところです。
32	その他	まずは教員や役所の方が香害や化学物質過敏症について学び、積極的な取り組みをしてほしいです。	発症メカニズムや病態等について判明していない部分が多いですが、いわゆる「化学物質過敏症」と言われる症状を抱えて困っている方などへの配慮等について市ホームページで周知しております。また、教員に対しても、引き続き香害や化学物質過敏症について周知を行い、配慮するよう取組を進めてまいります。
33	その他	給食の牛乳を選択制にしてほしいです。アレルギーでなくても飲めない子、飲みたくない子はいるし、毎日飲む必要はないです。選択制にすれば廃棄する牛乳を減らすこともできます。栄養が足りなかった時代と今とでは必要性も変わっていると思います。 給食にオーガニックを取り入れてほしいです。	学校給食は、栄養のバランスが適切に考慮される等一定の水準を満たすように、学校給食法の実施基準に沿って提供しており、その中では、主食、おかず、牛乳が揃った給食を完全給食と定義しています。牛乳には、不足が懸念され続けているカルシウムが豊富に含まれており、小中学生の心身の健全な発育にとって大切な栄養素を効率よく摂取することができます。 またオーガニックについてですが、学校給食では、野菜や果物等の青果物は基本的に国内産を使用しており、市内産や県内産の食材を優先的に使用しているところです。さらに、化学肥料や農薬の使用を抑え、「ひょうご安心ブランド」の認証を受けた「志方健やか米」を、毎年1月の学校給食週間を中心に使用しています。有機農作物の使用については、供給量や品質が安定的に確保されることが必要であり、現状では、普段の給食に導入することは困難であると考えています。

No.	該当項目	ご意見の内容	本市の考え方
34	その他	P52 加古川市子ども・子育て会議委員に、若者が不在です。本計画の基本目標1に「子ども・若者の権利と意見を尊重する取組を推進する」としていることから、早急に委員に若者を入れるべきだと考えます。小・中学校へのアンケートや心の絆プロジェクト代表者ミーティングでは不十分です。大学生であると、平日でも空いている時間帯もあると思いますので、若者委員の確保にチャレンジして頂きたいと思います。	子ども・子育て会議の委員に若者を登用することについては、こども・若者の意見を聴く手法の一つとして有効であると考えております。令和7年度中に他市町の事例等も参考にしながら、若者委員を確保できるように取り組んでまいりたいと考えております。
35	その他	子供が3歳になると時短勤務はできなくなり、パートにならざるを得ない状況をしっていますか？努力義務なんて企業等は守りませんよ？実態の調査しているんですかね？翻って市や県や国関係は就業前までや小学3年生まで正社員で時短勤務みとめていますよね？ 安く働かせようとする企業等に指導してもらえますか？ 駅前、河川敷の開発けっこうですが、少子化で激減しているのに なぜ 認可保育園にはいれないのか、保育看護も人不足と言いますが そりゃ不足しますわ。職業の調整金も母体がぼったくっているような業種の実態調査や指導もしていないのに、集いの場所的なのキラキラ系で転入促すようなものやめていただきたい。	企業等における時短勤務の取得など、労働基準に関することについては、市が所管の官庁ではないことから直接企業等に指導することはできません。 一方、保育士不足に関しては、認可保育園に対して保育士確保のための一時金等を補助しており、各園が職員確保できるよう支援を行っているところです。また、待機児童の解消に関しては、計画を定め提供体制の確保に努めているところです。
36	その他	『義務教育の目的は、人間が生涯にわたって生き抜く力を育むことです。具体的には、知・徳・体、生活に必要な技術をバランスよく育成し、社会において自立的に生きる基礎を培うことを目指しています』 戦前の義務教育ではなく、今の時代に生き抜く力、自立的に生きる基礎とはなんでしょう？ 文部科学省の発表では、2024年の報告されたいじめ問題が732,568件、その内小学校では588,930件、ほぼ小学校なのです。これも報告された件だけです。 今の時代、逃げる力、自分の命を守る力が何より必要なのではないのでしょうか。 同調圧力や、みんなと同じ時代は終わりです。 我が家は長男を守るために、学校と子どもの関わりを断ちました。 学校からのサポートも受けません。中学校も行けません。 学校にも、わかば教室にも行けない子ども達、そんな子ども達が動きだせるきっかけとして、明るい未来への選択肢、学びへの選択肢を増やしていただきたいです。 親たちが見ることのない未来を生きる子ども達のために。 明るい未来をつくるのは、今の子ども達ではないのでしょうか。 文部科学省ではありません、 加古川市の不登校の子ども達は、加古川市の力を必要としています。	意見No.18において整理します。